

## 平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第3・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日本留学フェア(タイ)実施業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年11月15日	タイ国元日本留学生協会 (OJSAT) 1/7 Sibunruang 2 Building, 2 Fl., Convent Rd., Silom, Bangkok 10500 Thailand	日本留学フェア開催国は、わが国への留学を検討している者に対し効果的に広報及び現地における諸準備を実施し、日本への留学経験で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する必要があるが、韓国国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	6,729,725	—	—	日本留学フェア開催国は、わが国への留学を検討している者に対し効果的に広報及び現地における諸準備を実施し、日本への留学経験で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する必要があるが、タイ国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	19	
日本留学フェア(ベトナム)実施業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年11月15日	Salla Agent Vietnam Co., Ltd No.63/12 Dao Tan, Badih, Hanoi, Vietnam	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。ただし、複数の業者に見積書を提出させ、最も安価な事業者を選定するなど競争性を確保できるよう努めている。	非公表	6,816,490	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため。ただし、複数の業者に見積書を提出させ、最も安価な事業者を選定するなど競争性を確保できるよう努めている。	19	

## 〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
  - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
  - 2: 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
  - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
  - 4: 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
  - 5: 当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
  - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
  - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
  - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
  - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
  - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
  - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
  - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
  - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
  - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
  - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
  - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
  - 17: 特例政令に該当する規定に該当する場合
  - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度を下回る契約
  - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの